



が政府に支払うべき当該畑作物共済再保険区分に係る再保険料に相当する金額を超える場合におけるその超える部分の金額に、当該組合等の当該畑作物共済再保険区分に係る畑作物交付対象負担金額の当該農業共済組合連合会の当該畑作物共済再保険区分に係る畑作物交付対象負担金額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額。

二 当該組合等の属する農業共済組合連合会が政府に支払うべき当該畑作物共済再保険区分に係る再保険料に相当する金額に、当該組合等の当該畑作物共済再保険区分に係る畑作物交付対象負担金額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額。

二 当該組合等に属する農業共済組合連合会の当該畑作物共済再保険区分に係る畑作物交付対象負担金額の当該農業共済組合連合会の当該畑作物共済再保険区分に係る畑作物交付対象負担金額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額の当該農業共済組合連合会の当該畑作物共済再保険区分に係る畑作物交付対象負担金額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額。

三 下らず一ヘクタールを超えない面積 (北海道においては、三十アールを下らず一ヘクタールを超えない面積)

一 水稲 二十アールを下らず四十アールを超えない面積 (北海道においては、三十アールを下らず一ヘクタールを超えない面積)

二 陸稻 十アールを下らず三十アールを超えない面積 (北海道においては、四十アールを下らず一ヘクタールを超えない面積)

三 麦 十アールを下らず三十アールを超えない面積 (北海道においては、四十アールを下らず一ヘクタールを超えない面積)

第一条の六 農業共済組合連合会が法第十七条第二項の規定によりその組合員に対して二個以上の議決権及び役員の選挙権を与えるときは、組合員の組合員等の数に応じて与える議決権及び役員の選挙権の総数は、組合員に平等に与える議決権及び役員の選挙権の総数を超えてはならない。

二 いねおうかいしゆく病菌による病害

三 その他その防止の方法が確立されていない水稲に係る病害で農林水産大臣が指定するもの

第一条の七 法第八十四条第一項第六号 (法第八十五条の七において準用する場合を含む。) の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

第一条の八 法第八十五条第二項 (法第八十五条の七において準用する場合を含む。) の政令で定める相当の事由は、農作物共済の共済目的の種類のうち、組合等がその家畜共済において共済目的の種類としないこととするものにつき、家畜共済の共済関係が存しない状態が相当期間にわたり継続する認められることとする。

第二条の二 法第八十五条第十項において準用する同項第二項 (法第八十五条の七において準用する場合を含む。) の政令で定める相当の事由は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 当該農業共済組合の事務の執行につき相当期間にわたり適正を欠くものがあると認められる場合において、当該農業共済組合の区域を管轄する市町村が共済事業を行うとすれば、その事務を適正に執行する見込みが十分あると認められること。

二 前号に規定する場合以外の場合において、当該農業共済組合の区域を管轄する市町村が共済事業を行うとすれば、共済事業に関する経費の額が減少し、その他当該農業共済組合が共済事業を行う場合よりも共済事業の運営を効率的に行う見込みが十分あると認められること。

第三条の二 法第八十五条第一項の申出に係る同項の規定による農業共済組合と市町村との協議がととのわない場合において、当該農業共済組合及び当該市町村又はそのどちらか一方からの申請があり、かつ、その申請を相當と認めるときは、協議をととのわせるために必要なあつせんを行うものとする。

第二条の四 農業共済組合は、毎事業年度、法第八十七条第一項の規定により賦課金を賦課しよとするときは、農林水産省令で定める特別の場合を除き、その額及び賦課方法につき、都道府県知事が決定する。

二 農業者の当該共済目的の種類についての耕作の業務の總体としての規模からみて、当該共済目的の種類をその農作物共済において共

第一条の四 法第十四条の規定により国庫が負担する事務費は、役職員 (共済事業を行なう市町村) 法第八十五条の六第一項の共済事業を行なう市町村をいう。以下同じ。) につては、共済事業に関する事務に從事する職員) の給料、手当及び旅費、事務所費、会議費その他組合等及び農業共済組合連合会の行なう共済事業及び保険事業に関する事務の執行に必要な費用とする。

第一条の五 法第十六条第一項ただし書の規定により都道府県知事が定める同項ただし書の業務の規模の基準は、法第十五条第一項第一号の農作物ごとの耕地面積についての基準とし、次各号に掲げる農作物の区分により、当該各号に定める面積の範囲内で定めるものとする。

第一百三十五条第五号の畑作物通常標準被害率をいう。以下同じ。)を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の千分の百四十五に相当する金額

### 三 園芸施設共済事業年度ごとに、支払うべき共済金の総額から、法第四十一条の第五第

五号口の経過共済金額に園芸施設通常標準被害率(法第三十五条第六号口の園芸施設通常標準被害率をいう。以下同じ。)を乗じて得た金額の千分の百四十五に相当する金額

四十五に相当する金額

農業共済組合連合会は、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済に係る保険事業について、農林水産省令で定める区分ごとに、不足金てん補準備金を保険金の支払に充ててもなお不足する場合であつて、農林水産省令で定める要件に該当するときに限り、次の各号に掲げる保険事業の種類に応じ、削減される保険金の額が当該各号に定める金額を超えない範囲内において、保険規程で定めるところにより、法第三十二条第二項において準用する法第九十二条の規定による保険金額の削減を行うことができる。

一 果樹共済に係る保険事業 支払うべき保険金の総額から、収穫共済にあつては当該農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに法第一百二十三条第一項第二号の二ハに掲げる金額と政府の支払うべき再保険金とを合計して得た金額の合計額を、樹体共済にあつては当該農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに法第一百二十三条第一項第二号の二ハに掲げる金額と政府の支払うべき再保険金とを合計して得た金額の合計額を、それぞれ差し引いて得た金額

二 畑作物共済に係る保険事業 支払うべき保険金の総額から、総保険金額に畑作物通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の五に相当する金額

三 園芸施設共済に係る保険事業 事業年度ごとに、支払うべき保険金の総額から、法第一百五十五条第六号口の経過共済金額に園芸施設通常標準被害率を乗じて得た金額の百分の五に相当する金額

**第二条の六 法第九十九条の二第二項の特別会計には、次に掲げる勘定を設けなければならない。**

一 農作物共済に関する勘定

二 家畜共済に関する勘定

三 果樹共済に関する勘定

四 畑作物共済に関する勘定

五 園芸施設共済に関する勘定

**第二条の七 法第一百十一条の人第一項の政令で定める基準は、乳牛の雌等(法第一百十一条第一項の乳牛の雌等をいう。)に係る包括共済関係における牛頭数(第一号及び第二号の肉用牛等(法第一百十一条第一項の肉用牛等をいう。)、馬又は種豚に係る包括共済関係にあつては第二号に掲げるとおりとする。**

一 乳牛の雌で法第八十四条第一項第三号に掲げる牛であるものの当該共済掛金期間の開始の時における当該組合員等の飼養頭数(以下「期首頭数」という。)が六頭以上であること。

二 当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜(法第一百十一条第一項の包括共済対象家畜をいう。)の種類たる家畜につき、当該共済掛け金期間の開始前五年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。

**第二条の八 法第一百二十条の三の二第一項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする。**

一 当該収穫共済の共済関係に係る共済目的の種類たる果樹の栽培面積が共済目的の種類ごとに農林水産大臣が定める面積を下らない範囲内において共済規程等で定める面積以上であり、かつ、当該果樹につき当該申出に係る共済責任期間の開始前五年間にわたり引き続

き栽培の業務を営んだ経験を有すること。

二 当該申出に係る共済事故による損害の防止を行うため必要な施設が整備され、かつ、そ

の防止を適正に行う見込みがあること。

**第二条の九 法第一百二十条の十四第一項第一号の政令で定める農作物は、ばれいしよ及び大豆とする。**

一 法第一百二十条の十六第二項に規定する共済事務による糖度に応じ収穫量に一定の調整を加える畑作物共済に係る政令で定める農作物は、さとうきびとする。

**第二条の十 法第一百二十条の十六第二項に規定する畑作物共済に係る保険事業の百分の十を超えた場合に共済金を支払う政令で定める農作物は、ばれいしよ及び大豆とする。**

一 法第一百二十条の二第一項の政令で定める基準による共済目的の減収量が基準収穫量の合計の百分の十を超えた場合に共済金を支払う政令で定める農作物は、ばれいしよ及び大豆とする。

**第二条の十一 法第一百二十条の二十の二第一項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする。**

一 肉豚につき、法第一百五十条の五の六において準用する法第一百十一条の八第一項の申出に

一 法第一百二十条の二第一項の申出をした者が所有し又は管理する特定園芸施設(法第八十四条第一項第七号の特定園芸施設をいう。以下同じ。)の設置面積(屋根及び外壁的主要部分がガラスにより造られているもの)の乳牛の雌等をいう。)に係る包括共済関係における牛頭数(第一号及び第二号の肉用牛等(法第一百十一条第一項の肉用牛等をいう。)、馬又は種豚に係る包括共済関係にあつては第二号に掲げるとおりとする。

**第二条の十二 法第一百二十三条第一項第一号の農林水産大臣が定める割合は、百分の十を下らず百分の三十を超えない数の範囲内で定めるものとする。**

**第二条の十三 損害評価会の委員の任期は、三年以内において共済規程等又は保険規程で定められる。**

**第二条の十四 損害評価会に会長を置く。**

会長は、委員のうちから互選する。

会長は、会務を総理する。

会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

部会に属するべき委員は、会長が指名する。

部会に部会長を置く。部会長は、部会に属す

る委員のうちから会長が指名する。

部会長は、部会の事務を掌理する。

前条第四項の規定は、部会長について準用する。

**第二条の十五 損害評価会は、共済規程等又は保険規程の定めるところにより、部会を置くことができる。**

部会に属するべき委員は、会長が指名する。

部会に部会長を置く。部会長は、部会に属す

る委員のうちから会長が指名する。

部会長は、部会の事務を掌理する。

前条第四項の規定は、部会長について準用する。

**第二条の十六 損害評価会の会議は、会長が招集する。**

部会の会議は、部会長が招集する。

**第二条の十七 第一条の五第二項並びに第二条の四第一項、第二項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。**

部会の会議は、部会長が招集する。

**第二条の十八 法第一百五十条の四第一項の政令で定める基準は、水稻及び麦とする。**

法第一百五十条の規定による指示をした特定組合及び法第一百三十二条第一項において準用する法第九十五条の規定による指示をした農業共済組合連合会が当該指示に係る処置につきこれらの規定により負担する費用の百分の六十に相当する金額とする。

**第六条 法第一百五十条の三の二の政令で定める共済目的の種類は、水稻及び麦とする。**

法第一百五十条の四第一項の政令で定める共済目的の種類は、水稻とする。

**第七条 法第一百五十条の四第一項の政令で定める共済目的の種類は、水稻とする。**

法第一百五十条の五の二の規定により共済目的とすることができる。

前条第四項の規定は、部会長について準用する。

**第二条の十九 法第一百四十一条第一項の政令で定める基準は、水稻及び麦とする。**

法第一百四十一条第一項において準用する法第九十五条の規定による指示をした農業共済組合連合会が当該指示に係る処置につきこれらの規定により負担する費用の百分の六十に相当する金額とする。

**第八条 法第一百五十条の三の二の政令で定める共済目的の種類は、水稻及び麦とする。**

法第一百十一条の八第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第八十四条第一項第三号及び第一百五十条の五の二の規定により共済目的とすることができる肉豚の期首頭数が二百頭以上であること。

二 肉豚につき、法第一百五十条の五の六において準用する法第一百十一条の八第一項の申出に

係る共済掛金期間の開始前五年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有する」と。

**第九条** 法第百五十条の五の十三第一項の政令で定める共済目的の種類は、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、うめ、すも及びキウイフルーツとする。

**第十一条** 法第百五十条の六第一項第一号の政令で定める農作物は、大豆とする。

**第十二条** 法第百五十条の七第二項の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

**附 則** (昭和三二年一月二八日政令第

**三六九号)**

1 この政令は、農業災害補償法及び農業共済基  
金法の一部を改正する法律(以下「改正法」と  
いいう)の施行の日(昭和五十四年四月一日)  
から施行する。

2 この政令は、昭和三十三年一月一日から施行する。ただし、第一  
項の規定は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和三八年三月三一日政令第七

**六号)**

1 この政令は、農業災害補償法の一部を改正す  
る法律(昭和三十二年法律第百十九号)の施行  
の日(昭和三十三年一月一日)から施行する。  
2 この政令の施行の日の属する事業年度に係る

農業共済組合又は農業共済組合連合会の農業災  
害補償法第八十七条第一項(同法第三百三十二条  
において準用する場合を含む)又は第三項の  
規定による賦課金の賦課については、なお従前  
の例による。

**附 則** (昭和三四年三月三一日政令第七

**六号)**

この政令は、昭和三十四年四月一日から施行  
する。

**附 則** (昭和四〇年三月三一日政令第八

**八号)**

この政令は、昭和四十年四月一日から施行す  
る法律の施行の日(昭和三十九年二月一日)か  
ら施行する。ただし、第三条の二の改正規定及  
び附録を削る改正規定は、公布の日から施行す  
る。

**附 則** (昭和四一年三月三一日政令第九

**〇号)**

この政令は、昭和四十一年四月一日から施行  
する。

**附 則** (昭和四一年一〇月一三日政令第

**三四八号)**

この政令は、農業災害補償法の一部を改正す  
る法律の施行の日(昭和四十二年四月一日)  
から施行する。

**附 則** (昭和四二年七月一〇日政令第一  
八三号)

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和四六年一二月一四日政令第

**三六九号)**

この政令は、農業災害補償法及び農業共済基  
金法の一部を改正する法律の施行の日(昭和四  
十七年四月一日)から施行する。ただし、第一  
項の改正規定及び第二条の五の次に

1 一条を加える改正規定は、同法附則第一項ただ  
し書に規定する規定の施行の日(同年二月一  
日)から施行する。

**附 則** (昭和四八年一月二二日政令第二

**一号)**

この政令は、農業災害補償法及び農業共済基  
金法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律  
第七十一号)の施行の日(昭和四十八年四月一  
日)から施行する。ただし、次項及び附則第三

2 果樹保険臨時措置法施行令(昭和四十三年政  
令第二十号)は、昭和四十八年三月三十一日限  
り、その効力を失う。

**附 則** (昭和五一年六月一一日政令第一

**四三号)**

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和五一年一月二七日政令第

**二九七号)**

この政令は、農業災害補償法及び農業共済基  
金法の一部を改正する法律の施行の日(昭和五  
十二年二月一日)から施行する。ただし、第一  
条中農業災害補償法施行令第一条第二項及び第  
一条の四の改正規定は昭和五十一年十二月一日  
から、第二条の規定は昭和五十二年四月一日か  
ら施行する。

**附 則** (昭和四一年三月三一日政令第一

**六号)**

この政令は、昭和四十一年四月一日から施行  
する。

**附 則** (昭和五一年六月一一日政令第一

**二六号)**

この政令は、昭和五十三年四月十五日から施  
行する。

**附 則** (昭和五三年七月五日政令第二

**二号)**

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和五六〇年五月一八日政令第一  
二八号)

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和六一年二月一六日政令第一  
九号)

この政令は、昭和六十一年四月一日から施行  
する。ただし、第一条の六第一項の改正規定  
は、同年二月一日から施行する。

**附 則** (昭和六〇年一月一〇日政令第二  
九号)

この政令は、昭和六十一年四月一日から施行  
する。ただし、第六条の六第一項の規定は、昭  
和六十一年度以降の年数の予算に係る交付金の  
交付について適用する。

**附 則** (昭和六〇年五月二一〇日政令第一  
七〇号)

この政令は、昭和六十一年四月一日から施行  
する。ただし、第一条の六第一項の改正規定  
は、同年二月一日から施行する。

**附 則** (昭和六二年五月二一〇日政令第一  
九号)

この政令は、昭和六二年五月一日から施行  
する。ただし、第一項の規定は、昭和六二年  
度の予算に係る交付金の交付について適用する。

**附 則** (昭和六〇年一月一〇日政令第二  
八号)

この政令は、昭和六十一年四月一日から施行  
する。ただし、第三条の三の規定は、昭和六  
〇年六月一日から施行する。

**附 則** (平成五年六月一六日政令第一九  
号)

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成五年六月二六日政令第二  
三三九号)

この政令は、農業災害補償法の一部を改正す  
る法律(昭和五十五年法律第三十一号)の施行  
の日(昭和五十六年四月一日)から施行する。

**附 則** (昭和五六六年三月一三日政令第二  
七号)

この政令は、昭和五十六年四月一日から施  
行する。

**附 則** (昭和五六六年三月一三日政令第二  
一六号)

この政令は、昭和五十六年四月一日から施  
行する。

**附 則** (昭和五八年一〇月七日政令第二  
一六号)

この政令は、昭和五十八年十月八日から施  
行する。

**附 則** (昭和五八年一〇月七日政令第二  
二六号)

この政令は、昭和五十九年五月一日から施  
行する。

**附 則** (昭和五九年五月一日政令第二  
一六号)

この政令は、昭和五九年五月一日から施  
行する。

金から適用し、平成五年以前の年産の水稻に係る当該補助金については、なお従前の例による。

**5 新令第二条の第七第一項の規定は、平成六年産の水稻、陸稻及び麦から適用し、平成五年以前の年産の水稻、陸稻及び麦については、なお従前の例による。**

**附 則 (平成六年三月二十四日政令第七二号)**

この政令は、平成六年十二月一日から施行する。

**附 則 (平成一一年六月二三日政令第一九七号)**

この政令は、平成十一年七月一日から施行する。

**(施行期日) (経過措置)**

1 この政令は、平成十一年七月一日から施行する。

2 この政令による改正後の農業災害補償法施行令第一条の七の二、第二条の六の五及び第三条の五の規定は、平成十二年産のさとうきびから適用するものとし、平成十一年以前の年産のさとうきびについては、なお従前の例による。

**附 則 (平成一一年一二月二二日政令第一四六号) 抄**

この政令による改正後の農業災害補償法施行令第一条の七の二、第二条の六の五及び第三条の五の規定は、平成十二年四月一日から施行する。

**(罰則に関する経過措置)**

第二十二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (平成一二年三月三一日政令第一六九号) 抄**

この政令による改正後の農業災害補償法施行令第一条の七の二、第二条の六の五及び第三条の五の規定は、平成十二年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

**附 則 (平成一二年六月七日政令第三一〇号) 抄**

この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

**附 則 (平成一四年四月一日政令第一四一号)**

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則 (平成一五年一〇月一日政令第四四八号) 抄**

**第 一 条** この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

**附 則 (平成一八年一月二二日政令第三六一号) 抄**

**第 一 条** この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

**附 則 (平成一九年四月一日政令第一五一号)**

**第 一 条** この政令は、公布の日から施行する。

**第 二 条** この政令による改正後の農業災害補償法施行令第二条の九及び第二条の十第二項の規定は、この政令の施行の日以後に共済責任期間の開始するばれいしょ及び大豆から適用するものとし、この政令の施行の日前に共済責任期間の開始するばれいしょ及び大豆については、なお従前の例による。

**附 則 (平成二九年七月一四日政令第一九一号)**

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十九年法律第二十五号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十九年法律第二十五号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。